

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第19期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社フォーバル・リアルストレート

【英訳名】 Forval RealStraight Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 武林 聡

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目7番5号

【電話番号】 03 - 5468 - 6900(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 早川 慎一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目7番5号

【電話番号】 03 - 5468 - 6900(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 早川 慎一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第18期 第1四半期累計期間	第19期 第1四半期累計期間	第18期
	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (千円)	117,439	217,667	633,512
経常利益又は経常損失() (千円)	26,498	940	65,830
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失() (千円)	26,937	702	52,596
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	146,505	146,505	146,505
発行済株式総数 (株)	177,600	177,600	177,600
純資産額 (千円)	26,989	3,732	2,186
総資産額 (千円)	104,265	122,239	126,459
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額() (円)	151.68	3.96	296.15
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	19.3	4.0	4.4

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3 第18期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、第19期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、生産活動の回復、個人消費の持ち直し、各種の政策効果等を背景に、緩やかに回復しつつあります。一方、欧州債務問題による世界経済の減速や円高の長期化等の状態が続き、依然として先行きが不透明な状況となっております。

このような経済環境の中、東京都心5区（千代田・中央・港・新宿・渋谷区）のオフィスビル市場においては、平成24年6月末時点の平均空室率が9.43%となり、前事業年度末比で小幅に上昇しております。（注）

その一方で、東京都心5区の平成24年6月末時点における平均賃料は前年同月比で529円（3.06%）下落し16,763円/坪となりましたが、前月比では34円（0.20%）上昇しました。（注）

当第1四半期累計期間において、当社は引き続き顧客企業の移転時における、不動産物件の仲介から内装工事、各種インフラの整備やオフィス機器・什器の手配までをトータルにサポートするソリューション事業を中心に事業活動を進めてまいりました。

不動産仲介等の売上高については、前第1四半期累計期間比で244%増と大幅に増加いたしました。

内装工事等の売上高につきましては、顧客との直接的な関係性を構築するために前事業年度より取次契約から直接契約することとしたことから、前第1四半期累計期間比で約4倍と大幅に増加いたしました。損益面につきましても、直接契約に伴い売上原価が併せて取り込まれたものの、前第1四半期累計期間比で38%増と大幅に増加いたしました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高が217,667千円と前年同四半期と比べ100,227千円（85.3%）の増収、営業利益が1,470千円（前年同四半期は26,808千円の営業損失）、経常利益が940千円（前年同四半期は26,498千円の経常損失）、四半期純利益が702千円（前年同四半期は26,937千円の四半期純損失）となりました。

（注）大手不動産会社調べ

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、122,239千円（前事業年度末比4,220千円減）となりました。流動資産につきましては、96,629千円（同3,976千円減）となりました。増減の主な要因としましては、現金及び預金の増加（同9,483千円）、受取手形及び売掛金の減少（同20,525千円）、関係会社短期貸付金の増加（同5,000千円）並びに前払費用の増加（同3,511千円）等があったことによります。

負債は、118,506千円（同5,766千円減）となりました。増減の主な要因としましては、買掛金の減少（同12,156千円）、未払金の増加（同3,810千円）、前受金の増加（同7,591千円）、賞与引当金の減少（同2,927千円）等があったことによります。

以上の結果、純資産は、当第1四半期会計期間における四半期純利益の計上等により3,732千円（同1,546千円増）となり、自己資本比率は、前事業年度末の4.4%から4.0%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期累計期間において、提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい増減はありません。

(7) 主要な設備

当第1四半期累計期間において主要な設備に著しい変動はありません。また、主要な設備の新設、除却等の計画に著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	710,400
計	710,400

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	177,600	177,600	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株の採用はありません。
計	177,600	177,600		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成24年6月1日 取締役会決議(第4回新株予約権)	
新株予約権の数(個)	6,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,960(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年6月2日～平成28年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,960 資本組入額 980
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。 3. その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株とする。
 なお、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
 ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(1)または(2)を行う場合は、それぞれ次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

- (1)当社が株式分割または株式併合を行う場合、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- (2)当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合(ストックオプションの権利行使による新株の発行および公正発行価額による公募増資を除く。)、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

- (3)上記(1)(2)に定める場合のほか、割当日後行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に調整する。

3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」に準じて決定する。

- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8)新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合)は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権の割当を受けた者が、当社取締役会決議または同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (9)新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年6月30日		177,600		146,505		46,505

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 177,600	177,600	
単元未満株式			
発行済株式総数	177,600		
総株主の議決権		177,600	

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員 の 状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、優成監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

子会社である株式会社FRSファシリティーズは、事業活動再開に向けた準備段階にあるため、実質的に稼動しておりません。そのため、重要性が乏しいと判断し、連結の範囲から除外しております。したがって四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,853	25,336
受取手形及び売掛金	84,015	63,489
関係会社短期貸付金	-	5,000
その他	7,997	10,819
貸倒引当金	7,260	8,016
流動資産合計	100,606	96,629
固定資産		
有形固定資産	7,652	7,220
無形固定資産	8,390	8,701
投資その他の資産		
その他	11,001	10,882
貸倒引当金	1,190	1,195
投資その他の資産合計	9,810	9,686
固定資産合計	25,853	25,609
資産合計	126,459	122,239
負債の部		
流動負債		
買掛金	56,163	44,007
関係会社短期借入金	20,000	20,000
未払金	15,391	19,201
未払法人税等	1,375	337
前受金	10,655	18,247
賞与引当金	6,963	4,036
関係会社整理損失引当金	325	-
その他	13,397	12,676
流動負債合計	124,273	118,506
負債合計	124,273	118,506
純資産の部		
株主資本		
資本金	146,505	146,505
資本剰余金	46,505	46,505
利益剰余金	198,589	197,886
株主資本合計	5,578	4,875
新株予約権	7,764	8,608
純資産合計	2,186	3,732
負債純資産合計	126,459	122,239

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	117,439	217,667
売上原価	79,129	141,730
売上総利益	38,309	75,937
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	11,777	27,196
その他	53,339	47,269
販売費及び一般管理費合計	65,117	74,466
営業利益又は営業損失()	26,808	1,470
営業外収益		
受取利息	1	25
受取手数料	300	-
雑収入	8	3
営業外収益合計	309	29
営業外費用		
支払利息	-	99
貸倒引当金繰入額	-	459
営業外費用合計	-	559
経常利益又は経常損失()	26,498	940
特別損失		
本社移転費用	210	-
関係会社整理損	24	-
特別損失合計	235	-
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	26,733	940
法人税、住民税及び事業税	237	237
法人税等調整額	33	-
法人税等合計	204	237
四半期純利益又は四半期純損失()	26,937	702

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる、当第1四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益への影響はありません。

【表示方法の変更】

前第1四半期累計期間において、独立掲記しておりました「販売費及び一般管理費」の「その他の人件費」は、販売費及び一般管理費の100分の20以下となったため、当第1四半期累計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前第1四半期累計期間の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前第1四半期累計期間の損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「その他の人件費」に表示していた14,606千円は、「その他」として組替えております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

(偶発債務)

損害賠償義務

リース会社に対する通信機器の販売において、一部のリース会社と当社の間で、当社の営業活動に起因するユーザーとのトラブルを理由としてユーザーからリース料金の支払いが滞った場合、当社に対し損害賠償を請求する契約を結んでおります。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	442千円	1,036千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(持分法損益等)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

当社は、ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

当社は、ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()	151円68銭	3円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	26,937	702
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(千円)	26,937	702
普通株式の期中平均株式数(株)	177,600	177,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成24年6月1日発行の 第4回新株予約権(新株予 約権の数6,000株) 詳細については、第3提出 会社の状況 1株式等の状 況 (2)新株予約権等の状 況に記載のとおりであり ます。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第1四半期累計期間は潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失が計上されているため、当第1四半期累計期間は潜在株式が存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8 月 8 日

株式会社フォーバル・リアルストレート

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 狐塚 利光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォーバル・リアルストレートの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第19期事業年度の第1四半期会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フォーバル・リアルストレートの平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。